

# 公益活動の必要性と公益原理について

阿部 公一

## 一、はじめに

特定非営利活動促進法が制定されたことにより、小規模団体も法人格を取得することが可能となり、NPO法人数は増加しつづけている。内閣府のNPOホームページ<sup>〔1〕</sup>によれば、二〇〇三年の二月末日現在において、一万八十九団体が認証を得て法人格を取得している。活動分野別のNPO法人数をみると、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」がおよそ六割を占めて最も多い（二〇〇二年十二月末日現在）。高齢者介護の現場では、いまやNPO法人は欠かせない存在である。今後も人口高齢化の進行に連れて、高齢者介護のニーズが増大すると予測されることから、とりわけ、同上分野のNPO法人数は増加していくものと推測される。これらNPO法人は、非営利活動（以下、本稿では公益活動と表記する場合もある）を行うことを目的に認証され、非営利組織（非政府組織も含む、以下同様）に分類される。

もともと日本では、特定非営利活動促進法制定以前から、非営利組織が存在していた。民法第三十四条にもとづく財団法人や社団法人は、公益活動を行うことを目的に設立が許可されている。これら民法法人は、営利組織とは異なる非営利組織に分類される。また、民法の特別法にもとづく社会福祉法人や学校法人なども非営利組織に分類され、公益活動を担ってきた。これらに加えて、法人格を有さない任意団体であるものの、公益活動を目的に組織化されたボラン

ティア団体や市民活動団体も、同様に非営利組織に分類される。

従来の市場か政府かの二元論構造では、公益活動を目的とするこれらの非営利組織を位置づけることは困難である。日本にも第三セクターは存在するものの、欧米諸国のそれとは意味合いが異なり、これらの非営利組織を位置づけることは適当ではない。そこで、従来の二元論構造に新たに民間非営利セクター（以下、本稿では民間公益セクターと表記<sup>2)</sup>）を制度化し、公益活動を目的とする非営利組織を位置づける必要がある。このことは、日本の混合経済の概念を二元論構造から三元論構造に変更することを意味する。

三元論構造において、民間公益セクターに位置づけられる非営利組織は、公益活動を行うことを目的とするが、非営利組織だけが公益活動を行うとは限らない。営利組織においても公益活動は行われる。さらに、個人（住民）が公益活動を行う場合もある。本稿では、主に非営利組織を対象にして、公益活動の必要性に関する理論的根拠について分析していく。経済学的視点から非営利組織の存在理由を論じた古典理論として、ワイズプロッドの「政府の失敗」アプローチやハンズマンによる「市場の失敗（契約の失敗）」アプローチがある。本稿では、これらの古典理論を手がかりにしながら、公益活動の必要性について論じていく。企業による市場原理を通じた営利活動や多数決原理を通じた政府活動の役割と比較しながら、主に非営利組織を対象に、公益活動の必要性について論じていく。具体的には、各活動（営利活動・政府の活動・非営利組織による公益活動）により供給される財やサービスの性質を比較しながら、非営利組織による公益活動の重要性を明らかにしていく。ワイズプロッドの「政府の失敗」アプローチを用いることにより、非営利組織による公益活動の必要性を明らかにすることができるもの、現実には営利活動（営利組織）と公益活動（非営利組織）が競合する場合もありうる。その場合、非営利組織による公益活動の理論上の優位性について、「市場の失敗（契約の失敗）」アプローチを用いて探っていく。

つぎに本稿では、公益活動を通じてサービスが供給されるメカニズムについて論じていく。本稿では、公益活動を通

じたサービスピス供給のメカニズムを公益原理（あるいは公益関係）と呼んでいる。市場原理や多数決原理と比較しながら、公益活動を通じたサービスピス供給のメカニズムである公益原理を明らかにすることも、本稿における重要な目的である。

なお本稿では、拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」の不十分な点も補足していきたい。それではさっそく、公益活動の必要性やサービスピス供給のメカニズムについて論じていくが、まず次節において、公益活動とその活動主体や、公益活動と公益の達成について論じていく。

## 二、三兀論構造における公益活動

### （一）非営利組織<sup>3</sup>と民間公益セクターの制度化

営利企業も公益活動を行うが、営利企業の存在理由は利潤最大化にあると考えられる。これに対して非営利組織は、公益活動を行うことを目的に設立されている。サラモンによる非営利組織（NPO）の六つの特徴<sup>4</sup>については、拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」において触れたので、重複を避けることにする<sup>5</sup>。まずここでは、非営利組織と営利組織の境界線を明らかにすることに努める。その境界線に関する基準は、サラモンによる六つの特徴にも含まれているが、組織の関係者に利潤（剰余金）を分配することを禁じた非分配制約（nondistribution constraint）を基準にすることにより、境界線を引くことができる。アメリカでは、この非分配制約を基準にしていることから、一定のルールのもとに剰余を組合員に分配する協同組合などを非営利組織に含むことはない。これに対してヨーロッパ諸国では、相互扶助や連帯の考え方、組織内における民主主義を重視することから、協同組合や共済組合なども非営利組織に含んでいる。こ

のように、非営利組織の線引きやその範囲は国によつて異なる。なおアメリカにおいても、理論上は非分配制約を基準に線引きしているものの、NPOの営利化が進んでおり、現実には境界線が曖昧になってきている。

日本における非営利組織の範囲<sup>⑥</sup>に関しては、本稿では議論を避けるものの、現実に一万を超えるNPO法人が存在し、これとは別に、民法第三十四条にもとづく財団法人や社団法人、また民法の特別法にもとづく社会福祉法人や学校法人など、さらに法人格を有さない任意団体も存在することから、民間公益セクターを制度化し、これらの非営利組織を位置づける必要がある。なお、民法第三十四条にもとづく法人や民法の特別法にもとづく法人を公益法人と呼んでいる<sup>⑦</sup>。

もつとも、日本にも第三セクターなるものは存在するものの、欧米諸国の第三セクター (Nonprofit, Voluntary Sector) とは意味合いが異なる。日本では、政府 (地方自治体) と民間による共同出資法人や政府の外郭団体を第三セクターと呼んでいる。日本の第三セクターは公共セクターに従属的であり、セクターとして独立しているとはいえない。これに対して欧米諸国の第三セクターは、公益活動を目的とする非営利組織が位置づけられているセクターである。このようなことから、新たに民間公益セクターを制度化する必要性を提唱したい。日本における民間公益セクターの制度化は、従来の日本の混合経済の概念を市場 (民間営利セクター) ・政府 (公共セクター) ・公益 (民間公益セクター) の三元論構造に改めることを意味する。

## (二) 公益活動とその活動主体

三元論構造における公益活動の主体は、非営利組織に限定されることはない。それゆえここでは、公益活動や営利活動の活動主体について整理していく。図1は、活動の種類と活動主体の関係を整理している。本図において、上下に向かう矢印は活動の種類の区別を表している。上側の領域は非営利組織や営利組織による公益活動 (A、D) を意味し、

下側の領域は非営利組織や営利組織による営利活動（B、C）を意味している。また、左右の矢印は活動主体の区別を表している。右側の領域は非営利組織による公益活動Aや営利（収益）活動Bを意味し、左側の領域は営利組織による公益活動Dや営利活動Cを意味している。これら上下左右に向かう矢印により、異なる四つの領域が生じる。

この四つの異なる領域において、AとDは共に公益活動の領域であるが、非営利組織は公益活動をすることを目的としていることに対して、営利組織の目的は利潤最大化行動にある。もつとも非営利組織においても、営利（収益）活動Bを行う場合がある。たとえば財団法人や社団法人の場合、本来の公益活動Aの他に、営利（収益）活動Bを行う可能性もある。この場合、Bで得た所得の二〇％分を非課税でAに移転することができる。

この制度をみなし寄付金制度と呼んでいる。さらに、民法の特別法により設立された学校法人と社会福祉法人に関しては、Bで得た所得の五〇％分（五〇％に相当する額が二〇〇万円に達しない場合は、二〇〇万円を上限とするBで得た所得額）を非課税でAに移転することができる。このみなし寄付金制度は、公益活動の財源確保のために収益活動を行うという考え方にもとづいた税制上の優遇措置である。

三元論構造では、非営利組織や営利組織により公益活動（A、D）が展開されるが、個人（住民）による公益活動も行われる。本稿の第三節において、公益活動の必要性に関する理論的根拠を明らかにしていくが、その際には、非営利組織による公益活動（A）を対象にしていく。

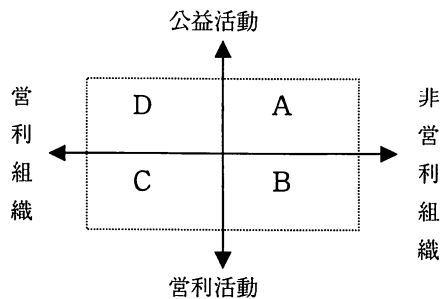


図1 活動の種類と活動主体の関係

### (三) 公益活動と公益の達成

公益活動を行う主体について既述してきたので、ここでは公益活動を定義することを試みる。基本的にはつぎのように考えてほしい。政府の活動により公共財が供給されるが、この公共財の供給は多数決原理を原則としていることから、中位投票者を満足させる水準でしかない。したがって、満たされないニーズを有する人たちも発生する。この満たされないニーズを充足する活動こそが公益活動である。そこで本稿では、「満たされないニーズを充足するために、社会的支援を通じたサービスが供給されていくまでの一連の活動」を公益活動と定義する。この公益活動は、民間セクター（民間公益セクター、民間営利セクター、個人も含む）において行われる。社会的支援とは、金銭的な寄付行為、ボランティア活動、政府による補助金などを意味する。金銭的な寄付行為や労働力を無償（あるいは、労働市場を通じて決定される賃金よりも相対的に低い賃金）で供給するボランティア活動は、「サービスが供給されていくまでの一連の活動」に含まれる個々の公益活動と考えてほしい。なお、個々の公益活動である金銭的な寄付行為やボランティア活動は、アメリカにおけるフィランソピー（philanthropy）の概念に相当する。<sup>8)</sup>

このような公益活動の定義から、社会的支援を通じてサービスが供給されることにより、満たされないニーズが充足されることで、「公益」が達成されることができると考えることができる。すなわち、民間の側からの公益の達成である。<sup>9)</sup> この場合、民間セクターにより、公益を達成するために供給されるサービスは、何らかの公共の目的を達成するためのサービスであり、公共財の代替財としての役割を十分に果たす必要がある。「公共の目的」の解釈は、国によっても異なるし、また同一国においても、時代にに応じてその解釈は変わるが、慈善のための（charitable）活動がその原点にある。<sup>10)</sup>

## 三、公益活動の必要性に関する理論的根拠

### (一) 市場原理と営利活動

私達は日常生活に必要な財やサービスをどのようなメカニズムを通じて入手しているのだろうか。その答えは経済学の定番の理論である市場原理により説明することができる。この市場原理では、消費者の行動と価格の関係を描いた右下がりの需要曲線と、企業の行動と価格の関係を描いた右上がりの供給曲線の均衡点において、均衡価格と取引数量が決定される。古典派の経済学者は、たとえ超過需要や超過供給の場合でも、価格調整機能により、需要と供給は再び歩み寄ることができると考えている。この均衡点において資源を振り分けることにより、社会的利益を最大化することができる。この意味において、均衡点で効率的な資源配分が達成される。ところで、企業の営利活動により、市場を通じて配分される財やサービスを私的財と呼んでいる。この私的財には、排他性と競争性（個別消費）の特徴がみられる。企業は市場原理のもとに営利活動（図1のC）を展開することにより、自らの利潤を最大化する。それゆえ企業の公益活動（図1のD）は、長期的な視点からの利潤最大化のための活動と捉えることができる。しかしながら今後は、利潤最大化のための公益活動を超えて、たんにコミュニティへの自発的な貢献という側面から、公益活動が行われる時代を迎えることであろう。

## (一) 多数決原理と政府の活動

市場原理を通じて、全ての財やサービスを配分することは困難である。この世の中には社会において必要だけれども、非排他性と非競争性の特質から、市場原理を通じて配分することが困難な財も存在する。このような財を公共財と呼んでいる。もし市場原理を通じて、公共財を配分すると、フリーライダーの発生により、公共財の供給量は過少になる。このような理由から、公共財は多数決原理のもとに政府により供給される。

図2を用いることにより、多数決原理を通じた公共財の供給を説明することができる。<sup>(1)</sup> 本図は、横軸にはある公共財の供給量 $Q$ を表わし、縦軸にはその公共財から得られる効用 $U$ の大きさを表わしている。いま、社会の構成員はA、B、Cの三人で、ある公共財の供給に関して、最適な水準量で各自の効用がピークに達するものと考えてほしい。したがって図のように、ひとつの山頂を持つ曲線をそれぞれ描くことができる。すると、A、B、Cの最適水準量はそれぞれ $Q_A$ 、 $Q_B$ 、 $Q_C$ となる。このような仮定のもとに、政府は公共財の供給水準を民主的に $Q_A$ か $Q_B$ のいずれかに決定しようと考えている。そこで決定のルールとして、多数決が採用される。当然のことながら、Aは $Q_A$ を希望し、Bは $Q_B$ を希望する。もつともCは、この選択において $Q_B$ を選択する。その結果政府は、この公共財を $Q_B$ の水準で供給する。この $Q_B$ の水準は、中位投票者Bを満足させる供給水準でしかない。とりわけCにおいては、満たされないニーズ( $Q_C - Q_B$ )が発生する。

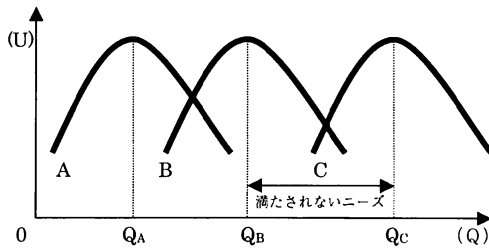


図2 多数決原理と満たされないニーズ

ところで、理論上では公共財を二つのタイプに分類することができる。非排他性と非競



合性の特質を完全（一〇〇％）に持ち得ている公共財を純粹公共財という。国防、司法、警察などがこれに相当する。これに対して、非排除性と非競争性の特質を完全に持ち得ていない公共財を準公共財（混合財）という。主に医療、保育、福祉、教育などがこれに相当する。この準公共財は必ずしも政府が供給しなければならないということでもない。民間が供給することも可能である。これらの準公共財は、現実に政府や民間により供給されている。<sup>②</sup>

### （三）「政府の失敗」と公益活動の必要性

ワイズブロードは、「政府の失敗」アプローチを用いて、非営利組織の必要性に関する理論的根拠を最初に展開した経済学者である。ワイズブロードは、政府による公共財（public collective-consumption goods）の生産や供給が不十分な場合に、非営利組織の存在理由を説明している。その際に、非営利組織が公共財を供給することが可能であることを前提にしている。<sup>③</sup>ここではワイズブロードのモデル（公共財の最適な供給量と費用負担の関係を描いたモデル）に依存せず、より簡単なモデル（図2）を用いて、非営利組織の公益活動の必要性に関する理論的根拠を論じていく。

ここで再び図2をみてほしい。公共財の供給は多数決原理にもとづいていることから、中位投票者Bを満足させる水準 $Q^B$ でしかない。公共財の供給は主に租税を財源にしていることから、社会全体に対して公平、画一的に供給しなければならぬ。したがって私的財とは異なり、公共財では集合的なニーズに対して集合的な供給がなされる。図2において、Aは公共財の供給水準を多いと感じても、現実には受け入れることであろう。他方、Cは公共財の供給水準を少ないと感じており、満たされないニーズが発生する。この場合の満たされないニーズ（ $Q - Q^B$ ）は数量不足を意味するが、種類の不足（ゼロ供給）も起こりうる。つぎに、数量に関する満たされないニーズの例を紹介してみよう。

筆者の住む地域では、冬期間を通じて、道路上の積雪に対して地方自治体による除雪サービスが行われる。除雪車に

より道路上の積雪を道路の両脇に掃き捨てる除雪サービスがなされる（公平で画一的なサービス、図2のQの水準と考えてほしい）。このような除雪サービスの結果、玄関先や駐車場の出入口付近には雪の塊が掃き捨てられる。各世帯において、これら雪の塊を処理しなければならない。ときに、凍りついた雪の塊はスコップでも歯が立たない場合もあるし、雪の塊を捨てるスペースもなかなかみつからない。この場合、筆者の除雪サービスに対する最適な供給水準はQであり、除雪サービスに対して満たされないニーズ（地域特有のニーズ）が発生する。高齢者世帯などに対しては、この地域特有の満たされないニーズの発生を回避するために、当該自治体により、できる限りの努力がなされているようだが、全ての世帯に対して、きめ細やかな除雪サービスを行うことは困難である。

このような地域特有の満たされないニーズを改善するために、同じような思いをしている地域の人たちにより、NPO法人を設立する方法が考えられる。NPO法人の公益活動（図1のA）によるサービスを通じて、満たされないニーズを充足することができる。つまり、公益活動（非営利組織）を通じたサービス供給は、公共財供給による満たされないニーズを充足する役割を担っている。したがって公益活動は、政府活動の失敗を改善する役割において必要とされる。政府活動により供給される公共財は、集合的なニーズに対しての集合的な供給であることから、画一的なサービスになりがちだが、NPO法人による公益活動を通じては、きめ細やかなサービスを供給することが可能である。また、公共財の供給水準がゼロの場合、つまり種類の不足に対しても、NPO法人の公益活動が必要となる。たとえば介護保険法では、サービスの種類が限定されており、個々の高齢者に対して、きめ細やかな精神的支援サービス（つまり種類の不足）を行うことはできない<sup>(4)</sup>。このように政府の活動では対応できない公共財の種類に関しても、NPO法人の公益活動は対応することが可能であろう。

さらに、非営利組織による公益活動は、政府の活動と比較した際の迅速性も持ち得ている。政府（地方自治体）による公共財の供給に関しては、国会（議会）の承認（資源配分に関するチェック機能）を受けなければならないため、タイム・

ラグが発生する。これに対して非営利組織の公益活動では、みずからの意思決定により資源配分を行うことができることから、迅速にサービスを供給することが可能である。

#### (四) 「市場の失敗」と公益活動の優位性

NPO法人の公益活動(図1のA)によるサービスを入手することにより、満たされないニーズを充足することができるが、もう一つ選択肢として、営利組織の営利活動(図1のC)によるサービスを入手することも可能である。この場合、公共財の代替財として、市場原理を通じて私的財を購入することを意味する。先程の除雪サービスの例を思いだしてほしい。満たされないニーズを充足するために、NPO法人から除雪サービスを購入する選択肢の他に、便利屋を通じて除雪サービスの購入という選択肢もある。つまりこのことは、公益活動によるサービス供給と営利活動によるサービス供給が競合することを示唆している。このような場合において、公益活動のサービス供給の優位性について、ここでは理論上の可能性を探っていく。この可能性は、ハンズマンによる「市場の失敗(契約の失敗、contract failure)」アプローチにより論じられている<sup>15)</sup>。

地域特有の除雪サービスに対して満たされないニーズが発生する例を紹介してきたが、今後、少子高齢化社会においては、医療、保育、福祉などの分野における満たされないニーズが多く発生するものと考えられる。これらの分野のサービスには、供給者側とニーズ保有者側において情報の非対称性の問題が発生する。医療法では営利を目的とした医療機関の設立や剰余金の分配を禁止しているが、もしも営利を追求することを目的にした医療機関が設立されたならば、患者が病気に対する知識や治療方法に対する情報を持ち得ていないことを悪用して、医師は不要な検査や治療を行うかもしれない。医師と患者の情報の非対称性により、患者はニーズを誘発される可能性にある。また、医師の説明や行為に

不信任を抱くことにより、受診を取り止めるかもしれない。このように情報の非対称性が発生する場合には、非営利組織による公益活動の方が、非分配制約を前提にしていることから、営利組織による営利活動よりも信頼されるかもしれない。また、非営利組織（の公益活動）か営利組織（の営利活動）かに金銭的な寄付を行う場合、情報の非対称性により、サービス供給が寄付により増大したかどうかを確認することは困難なことであろう。このような場合において、非分配制約から、非営利組織の公益活動に対しての寄付が好まれるかもしれない。

以上の例から、情報の非対称性により市場の失敗が起こりうる場合においては、営利組織による営利活動よりも、非営利組織による公益活動の方が、理論上において優位性を持ち得ている（現実においては絶対的なものではない）。ただしこの場合においても、非営利組織は善意のもとに行動し、偽装的な利潤分配を行わないということが絶対的な前提となることであらう。しかしながら現実においては、財団法人などの内部留保率が高すぎるなどが指摘されている。

#### 四、公益活動と公益原理

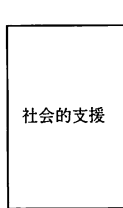
民間営利セクターでは市場原理を通じて財やサービスを供給し、公共セクターでは多数決原理を通じて公共財を供給するが、民間公益セクターにおいては、どのようなメカニズムを通じて、サービスを供給していくのであろうか。すでに本稿では、「満たされないニーズを充足するために、社会的支援を通じたサービスが供給されていくまでの一連の活動」を公益活動と定義してきた。この公益活動の定義に記されているように、社会的支援を通じたサービス供給こそが、民間公益セクターにおけるサービス供給のメカニズムである。この民間公益セクターにおけるサービス供給のメカニズムを公益原理（あるいは公益関係）と呼んでいる<sup>17</sup>。なお、営利組織の公益活動（図1のD）を通じたサービス供給メカ

ニズムも、公益原理により説明できるが、ここでは非営利組織の公益活動（図1のA）を対象に、公益原理について論じていく。

図3は公益原理のメカニズムを描いている。政府による公共財供給は、中位投票者を満足させる水準でしかない。それゆえハイ・ディマンダーには満たされないニーズが発生する（図3の①）。この満たされないニーズは、地域特有のニーズ（たとえば、きめ細やかな除雪サービスに対するニーズ）や社会問題に伴ない発生するニーズ（社会性を持ち得たニーズであり、たとえば高齢者介護分野における精神的支援サービスに対するニーズ）である。このようなニーズを充足するために、非営利組織（あるいは営利組織の公益活動や個人）によりサービスが供給される（図3の②）。ただし供給されるサービスは、何らかの公共の目的を達成するサービスでなければならない。かつ、公共財の代替財としての役割を十分に果たす必要もある。このようなサービスを公益財（あるいは公益サービス）と呼ぶことを提唱したい。この公益財は準公共財であり、地域性や社会性の特徴を持ち得ている<sup>18)</sup>。

つぎに、公益財を供給するための財源を考えてみることにしよう。営利組織による営利活動（図1のC）ならば、市場を通じて全額費用を回収することを原則としている。これに対して公益財は、社会的支援を通じて供給される。社会的支援とは、金銭的寄付、ボランティア活動、政府による補助金などをいう。本稿では、「公益財を供給するための一連の活動」を公益活動と定義しているが、金銭的寄付やボランティア活動は、公益財を供給するための個々の公益活動と考えることができる。公益財の価格が無償の場合には、社会的支援のみに依存して供給されるが、公益財が有償で供給される場合も考え

公益財が無償の場合



公益財が有償の場合

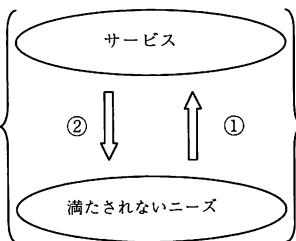
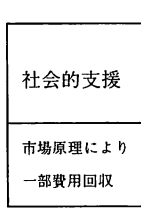


図3 公益原理 — 社会的支援を通じたサービス供給メカニズム —

られる。この場合、営利活動による市場原理を通じた価格設定よりも、公益財の価格は低く設定されるかもしれない（非分配制約から善意のもとに行動した場合）。公益財の価格が有償の場合、費用の一部は市場を通じて回収されるもの、基本的には社会的支援に依存している。このようなことから、公益財の価格が無償であろうと有償であろうと、市場原理を超えて、社会的支援を通じて供給されると考えられる。

## 五、おわりに

本稿では、公益活動の位置づけや定義を明らかにしたうえで、公益活動の必要性と公益原理について論じてきた。公益活動の必要性に関する理論的根拠に関しては、経済学および財政学的視点（「政府の失敗」や「市場の失敗」）から、必要性について論じてきたが、公益活動の必要性（あるいは役割）に関してはこの限りではない。社会学的視点などから、公益活動の必要性や役割について論じることもできるが、本稿では扱わなかった（今後の課題としたい）。本稿では市場の失敗から、営利活動と比較した際の公益活動の理論上の優位性（現実においては絶対的なものではない）についても論じてきたが、この際においても、非営利組織の公益活動は、善意のもとに行動し偽装的な利潤分配を行わないという絶対的な前提が必要である。さらに本稿では、社会的支援を通じたサービス供給メカニズムである公益原理について明らかにしてきた。

本稿では経済学および財政学的視点から、公益活動の基礎理論について論じてきたが、今後もこの一環として、公益活動と税制などのテーマを研究していきたい。公益活動の基礎理論の研究を続けることにより、最終的には、公益学の基礎理論の構築に貢献していきたいと思う。

（二〇〇三年三月二〇日脱稿）

- (1) <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/data/pre.html>
- (2) 拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」では、「民間公益部門」という用語を用いてきたが、本稿では「民間公益セクター」に改めて用いる。なお、「民間非営利セクター」と「民間公益セクター（民間公益部門）」は同義語であると考えてほしい。
- (3) 拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」では、非営利組織をひとくくりに「NPO」と表記している。本稿では「非営利組織」という名称を用いていくが、「NPO」と同義語と考えてほしい。
- (4) Salamon, *America's Nonprofit Sector: A Primer*, 2nd ed., pp. 10-11.
- (5) 拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」六八〜六九頁。
- (6) 非営利組織（NPO）の範囲については、拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」（七〇〜七一頁）を参照せよ。「同上論文」では、狭義のNPO（NPO法人、ボランティア団体および市民活動団体）を民間公益セクターの正規の構成団体とし、民法第三十四条にもとづく法人、民法の特別法にもとづく法人を民間公益セクターにおける補欠的存在とした。しかしながら、線引きする必要はなく、「最広義の範囲」を想定してほしい。
- (7) 医療法人も公益法人に含む場合もあるが、日本の法人税法上の取り扱いでは、医療法人を公益法人等に含んでいない。
- (8) フィランソロピーの定義に関しては、たとえば、今田忠「官・公・民・私―日本のNPOの来し方、行く末―」、二三〜二五頁を参照せよ。
- (9) これに対して、政府の側からの公益の達成も考えられる。政府が公共財を供給することにより、社会全体における公益が達成されると考えることもできよう。この場合、「不特定多数の者の利益の増進に寄与すること」を公益と考えている。公益を考える際には、「政府の側からの公益」よりも「民間の側からの公益」を重視する必要があると思われる。なお拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」においては、「政府の側からの公益」の解説に偏ってしまっただ。
- (10) Salamon, *op. cit.*, pp. 18-19. イギリスでは一六〇一年の Statute of Charitable Uses 以来、三〇〇年以上を通じて公共の目的の解が展開されてきた。十九世紀の終わり頃において、公共の目的の概念は、①貧困の救済、②教育の振興、③宗教の振興、④その他コミュニケーションに対して利益をもたらすことの四つに整理された。なおアメリカにおいては、内国歳入法の五〇一

(C)において、公共の目的を具体化している。

- (11) 小塩隆士『コア・テキスト財政学』新世社、二〇〇二年、九四〜九七頁。なお、本図は『同上書』、九六頁の図四・五に依存している。

- (12) 医療、保育、福祉、教育などの準公共財を市場原理を通じて配分すると、費用を負担することができない者を排除してしまうことから、これらの供給量は過少になる。このようなことから、民間がその役割を一手に引き受けると問題が発生する。拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」、八二〜八五頁。

- (13) Weisbrod, "Toward a Theory of the Voluntary Non-Profit Sector in a Three Sector Economy," pp.171-172.

- (14) 介護保険法に定められていない配食サービスや移送サービスなどは、地方自治体が条例を定めることにより、横出しサービスとして、介護保険の枠組内で給付することもできるが、第一号被保険者の保険料負担を引き上げることになる。このように保険料を引き上げて対応するよりも、選択的な多様なニーズに対しては、NPO法人などにまかせるほうが適切ではないかと思われる。この点に関しては、拙稿「市場・政府・公益の協働へ向けて」、七五〜七八頁を参照せよ。また、地方自治体は介護保険の枠組とは別に、一般財源をもとに、NPO法人などに事業を委託することで、選択的な多様なニーズに対応することも可能であるが、地方自治体がNPO法人などに事業を委託するよりも、NPO法人などが独自の事業として行うほうが、小さな政府を求める方向性においては適当であると思われる。

- (15) Hansmann, "The Role of Nonprofit Enterprise" を参照せよ。

- (16) プリンシパル・エージェント問題 (principal-agent problems) と呼ばれている。

- (17) 公益原理については、小松隆二『公益学のすすめ』、五六〜七二頁、小松隆二『公益の時代―市場原理を超えて』、四七〜六八頁を参照せよ。この公益原理において、ニーズとサービスが交互に入れ替わる「相互性の特徴」がみられる場合もある。この相互性の特徴は、情報の非対称性の問題を幾分かでも緩和することに役立つかもしれないと考えられている。この点に関しては、宮垣元「福祉サービスにおけるNPO」、七五〜七九頁を参照せよ。

- (18) 本稿においては、「準公共財で、地域性や社会性の特徴を持ち得た財やサービス」を公益財と定義したが、公益財の定義に関しては、たとえば、塩澤修平「NPOとフィランソピー」、三一四〜三一五頁を参照せよ。



## 参考文献

- 阿部公一「市場・政府・公益の協働へ向けて」小松隆二・公益学研究会編『市民社会と公益学』不磨書房、二〇〇二年。
- 今田忠「官・公・民・私―日本のNPOの来し方、行く末―」塩澤修平・山内直人編『NPO研究の課題と展望二〇〇〇』日本評論社、二〇〇〇年。
- 小塩隆士『コア・テキスト財政学』新世社、二〇〇二年。
- 小松隆二『公益学のすすめ』慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年。
- 小松隆二『公益の時代―市場原理を超えて』論創社、二〇〇二年。
- 塩澤修平「NPOとフィランソロピー」『経済学・入門』有斐閣、二〇〇一年（第八刷）。
- 塩澤修平・山内直人編『NPO研究の課題と展望二〇〇〇』日本評論社、二〇〇〇年。
- 塚本一郎「非営利組織研究と協同組合研究との関連に関する一考察」『生活協同組合』財団法人生活協同組合研究所、三二三号、二〇〇二年。
- 本間正明編『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社、一九九七年（第三刷）。
- 本間正明「フィランソロピーと寄付金税制」貝塚啓明・金本良嗣編『日本の財政システム―制度設計の構想―』東京大学出版会、一九九四年。
- 宮垣元「福祉サービスにおけるNPO」加藤寛・丸尾直美編『福祉ミックスの設計』有斐閣、二〇〇二年。
- 山内直人「NPO研究の回顧と展望」日本NPO学会編集委員会編『NPO研究二〇〇一』日本評論社、二〇〇一年。
- 山内直人『ノンプロフィットエコノミー』日本評論社、二〇〇二年（第三刷）。
- 山田太門「公益活動の基礎的理論―税制と企業行動モデル―」『フィナンシャル・レビュー』大蔵省財政金融研究所、二二号、一九九一年。
- Hansmann, H. B., "The Role of Nonprofit Enterprise," *The Yale Law Journal*, vol. 89, no. 5, 1980.
- James, E. and Rose-Ackerman, S., *The Nonprofit Enterprise in Market Economies*, Harvard Academic Publishers, 1986. (田中敬文訳『非営利団体の経済分析』多賀出版、一九九八年、第三刷。)

Salamon, Lester M., *America's Nonprofit Sector : A Primer*, The Foundation Center, 1992. (入山映訳『米国の非営利セクター入門』ダイヤクンダ社 一九九八年 第二版。)

Salamon, Lester M., *America's Nonprofit Sector : A Primer*, 2nd ed., The Foundation Center, 1999.

Weisbrod, B. A., "Toward a Theory of the Voluntary Non-Profit Sector in a Three Sector Economy," in E. S. Phelps, ed., *Altruism, Morality, and Economic Theory*, Russell sage Foundations, 1974.